介護医療院の許可・変更等に係る主な手続きについて

〈１〉　「開設許可」について

１　根拠法・規定等

介護保険法第１０７条第１項及び介護保険法施行規則第１３８条第１項

介護保険法第７２条

２　手続きの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県　所　管　施　設 | 指定都市・中核市所管施設 |
| 事務手続きの流れ | 開設許可証の送付進達申請開設許可証の交付県 　民　 局又は県民センター開設者（事業者）県本庁所管課 | 指定都市・中核市開設者（事業者）申請開設許可証の交付 |
| 提出部数 | ２部（県民局又は県民センター用・県本庁所管課用） | 各市までお問い合わせください。 |

３　留意事項

①提出時期　　事業開始時期の３０日前

※開設許可申請手数料の収入証紙（６３，０００円）を収入証紙貼り付け書に貼り付けして添付すること

４　提出書類

　　　①提出様式　　介護保険施設指定（許可）申請書（第１号様式）

 　　※収入証紙（６３，０００円）を添付すること

指定を不要とする旨の申出書（第２号様式）・・・該当する場合

（通所リハビリテーション・短期入所療養介護）

②添付書類

| No. | 開設申請事項 | 様式番号 | 添付書類等 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 施設の名称及び開設の場所 | ・様式第一号（一） | 付表第一号（十七） 「介護医療院の許可に係る記載事項」　 付表第一号（七）「通所リハビリ事業者の指定に係る記載事項」 付表第一号（十一） 　「短期入所療養介護事業者の指定に係る記載事項」  |
| ２ | 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |  |
| ３ | 開設の予定年月日 |  |
| ４ | 開設者の登記事項証明書又は条例等 | ・法人の登記事項証明書又は条例 |
| ５ | 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図 | ・敷地平面図、求積図、敷地周囲の見取図（公図）、土地の登記事項証明書、賃貸契約書等 |
| ６ | 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要 | ・参考様式８ | ・当該併設する施設の概要がわかる資料 |
| ７ | 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要 | ・標準様式３・標準様式４・参考様式４ | ・配置図、平面図、立面図、各室別面積表・設備・備品等一覧表（標準様式４） |
| ８ | 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画 | ・参考様式７ |  |
| ９ | 入所者の予定数 | ・付表第一号（十七） |  |
| 10 | 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 | ・履歴書、免許状（写し）、勤務形態一覧表（参考様式１） |
| 11 | 運営規程（※１） | ・参考様式３（任意様式） | ・重要事項説明書（入所契約書含む）、利用料金表等  |
| 12 | 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | ・標準様式５ |  |
| 13 | 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | ・標準様式１・参考様式２ | ・組織図・職員名簿（参考様式２）・職員に関する書類の写し（全職員の履歴書、関係職員の資格証、就職承諾書等）・調理業務委託契約書の写し（委託する場合） |
| 14 | 介護医療院基準第３４条第１項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条第２項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） | ・契約書等任意様式 | ・協力病院を定めていることが分かる資料（協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付） |
| 15 | 法第１０７条第３項各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書） | ・標準様式６ |  |
| 16 | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | ・標準様式７ | ・登録番号の分るもの（介護支援専門員証の写し等） |
| 17 | その他許可に関し必要と認める事項 |  | ・市町長の意見書　等・賠償責任保険証書の写し |

※１ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第２９条

①　施設の目的及び運営の方針

② 従業者の職種、員数及び職務の内容

③　入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

④　入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

⑤　施設の利用に当たっての留意事項

⑥　非常災害対策

⑦　暴力団排除（県独自基準）

⑧　その他施設の運営に関する重要事項

※２ 通所リハビリテーションを実施しない場合は不要

※３ 短期入所療養介護を実施しない場合は不要

※４ 通所リハビリテーション及び短期入所療養介護を実施する場合は不要

<２>　「管理者の承認」について

１　根拠法・規定等

 　根拠法・規定等

介護保険法第１０９条

２　手続きの流れ

|  |  |
| --- | --- |
|  | 県　所　管　施　設 |
| 介護保険法上の書類 |
| 事務手続きの流れ |  　　　 　 開　設　者（ 事　業　者 ）　 　　 　　　　 　 　 申請 　　　　管理者承認証の交付 　　　　 　　　　 　 　　 県民局 又は 県民センター　  　　　　　進達　　　　　 管理者承認証の交付 　　　 　　　　県 高 齢 政 策 課　　　  |

 　提出部数　　２部（県民局用・介護保険課用）

３　留意事項

　　①提出時期　　承認を受けようとする３０日前

 ※開設許可時は開設許可と併せて提出すること

４　提出書類

　　①提出様式　　介護老人保健施設・介護医療院　管理者承認申請書（様式第７号）

　　②添付書類　　履歴書・免許証（写）・勤務形態一覧表（参考様式１）

〈３〉　開設許可事項の変更等に係る手続きについて

１　根拠法・規定等

介護保険法第１０７条第２項及び介護保険法施行規則１３８条第２項

介護保険法第１１３条及び介護保険法施行規則第１４０条の２の２第１項

２　変更等に伴い必要となる手続き

別紙のとおり

３　手続きの流れ

　　〔開設許可事項の変更許可申請〕

|  |
| --- |
| 県民局又は県民センタ｜**※**　事前協議　事前協議進達県本庁所管課設置者事前協議承認証の送付事前協議承認証工事を伴う変更の場合、工事変更許可申請許可申請の進達許可証の送付変更許可証提出部数　　２部（県民局又は県民センター用・県本庁所管課用） |

　　※　１　事前協議は、特定の項目を変更する場合のみ必要（別紙参照）。

　　　　２　届け出の場合は、設置者からの届出書の提出、県民局又は県民センターから県本庁所管課への進達までで、受理書等の交付はありません。

４　申請等の様式及び提出期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 申請書等の様式 | 提　出　期　限 |
| 事前協議 | 事前協議書（様式５） | 変更許可申請の提出期限を踏まえ、速やかに提出。 |
| 変更許可申請 | 変更許可申請書（様式第一号（九）） | 変更予定日の１箇月前まで（事前協議が必要な項目は事前協議の承認後） |
| 管理者承認申請 | 承認申請書（様式第一号（十）） | 変更予定日の１箇月前まで |
| 変更届 | 変更届（様式第一号（五）） | 変更のあった日から１０日以内 |

　　※　工事を伴い入所者の処遇に直接関係のある場所の変更で、許可申請書に「収入証紙貼り付け書（３３，０００円の収入証紙を貼付）を添付する場合は、１部にのみ添付してください。

　　※　工事を伴う変更の場合、事前協議承認後に工事着工し、工事完了後に変更許可申請を行ってください。

〔別紙〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 手　続　き | 提出(添付)書類 |
| 事前協議 | 許可 | 承認 | 届出 |
| 事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所） |  |  |  | ○ | 変更に係る理事会の議事録等 |
| 申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |  |  |  | ○ | 変更に係る理事会の議事録、登記事項証明書、誓約書等 |
| 申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等（当該許可に係る事業に関するものに限る） |  |  |  | ○ | 登記事項証明書、条例 |
| 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図 |  | ○ |  |  | 平面図（標準様式３）（新・旧）、変更理由書、建物の構造概要（参考様式４）等 |
| 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要 |  |  |  | ○ | 平面図（標準様式３）（新・旧、各室の用途を明示したもの）変更理由書併設する施設の概要（参考様式８） |
| 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要（注１、２） | ○ | ○ |  |  | 施設及び構造設備等の概要（参考様式４）平面図（標準様式３）（新・旧、各室の用途を明示したもの）見積書等、変更理由書等 |
| 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画 |  | ○ |  |  | 共用部分の利用計画の概要（参考様式７）等 |
| 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 |  |  | ○ | ○ | 履歴書、免許証（写）、勤務表等（併設病院等で勤務をしている場合は、当該施設での勤務表も提出） |
| 運営規程 | 入所定員に係る部分に限る（入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときを除く） | ○ | ○ |  |  | ・運営規程（新・旧）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（管理者）（標準様式１）・（必要に応じて）資格証の写し |
| 従業者の職種、員数及び職務内容に係る部分 |  | ○ |  |  |
| 上記を除く |  |  |  | ○ | 運営規程（新・旧）等 |
| 協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等 | 協力病院を変更しようとするときに係るものに限る |  | ○ |  |  | 契約書、協力病院の診療科名が分かるもの等 |
| ・協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。・同基準第３０条第２項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。 |  |  |  | ○ | 契約書（写）等 |
| 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 |  |  |  | ○ | 介護支援専門員一覧（介護支援専門員）（標準様式７）、介護支援専門員登録証明書の写し |

（注１）工事を伴わなず部屋の名称変更（会議室→更衣室etc）のみを行う場合は、事前協議は不要です。

（注２）工事を伴い入所者の処遇に直接関係のある場所の変更の場合は、許可申請書に「収入証紙貼り付け書（３３，０００円分の収入証紙を貼付）」を添付し提出してください（国・県費補助金により整備した施設では財産処分手続きが必要となる場合がある）